

## 住民税非課税世帯重点支援給付金の支給

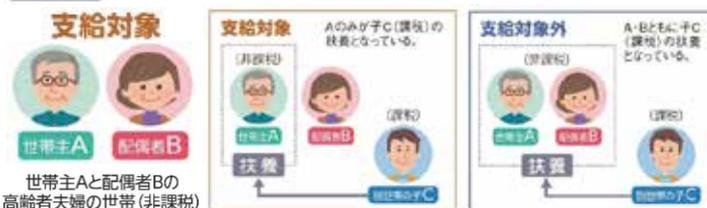
**問合せ先** 地域福祉課福祉総務グループ(あいあい ☎84-3311)

電力・ガスなどのエネルギーや食料品等の物価高騰による家計への負担が続く中、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯の低所得世帯に対して、1世帯あたり一律7万円の重点支援給付金を支給します。

**支給額** 対象世帯1世帯あたり7万円  
(1世帯1回限り)

**対象世帯** 令和5年12月1日時点で亀山市に住  
民登録があり、同一世帯に属する者  
全員の令和5年度分の住民税が非課  
税の世帯(ただし、世帯全員が、住民  
税が課税されている者の被扶養者  
のみで構成されている世帯を除く)

例えば



## 配偶者からの暴力を理由に避難している方へ

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により基準日(令和5年12月1日)以前に亀山市に住  
民票を移すことができなかった方は、一定の要件を満たしている場合、申出書の提出により、給付金を申請  
することができます。

「配偶者からの暴力を理由に避難している方」の要件(例)

- 配偶者暴力防止法に基づく保護命令が出されていること(保護命令決定書の写しをご提出ください。)
- 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の対象となっていること

※申出書は、あいあいの相談窓口、本庁、関支所にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

**URL** <https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2024011700016/>

## 申請方法等

① **令和5年度の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円/世帯)を亀山市で受給された世帯主で、令和5年12月1日時点で引き続き同じ世帯に住民登録がある世帯主**

**支給方法** 手続きは不要です。市から「支給のお知らせ」を送付しました。

**支給時期** 1月下旬から、すでに給付金を受けた振込口座へ順次振り込みます。

②①以外の世帯(市から2月上旬に案内文書を順次送付します)

市から郵送される確認書等に振込先口座などの必要事項を記入し、振込先口座の通帳などの写しと本人確認書類(運転免許証など)の写しを添付し、同封の返信用封筒で返送または相談窓口(地域福祉課福祉総務グループ)へ提出してください。

**提出期限** 令和6年3月31日(日)(当日消印有効)※相談窓口は、3月29日(金)午後5時15分まで

**提出書類** ①住民税非課税世帯重点支援給付金要件確認書

②振込先の金融機関口座の通帳やキャッシュカードの写し

③本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)の写し

※世帯の中に未申告者がいる場合は、非課税であることの誓約書の提出が必要です。

※修正申告や所得更正を行った結果、令和5年度の住民税が非課税から課税となった場合は、給付金の返還が必要です。

**支給時期・方法** 市が確認書などを受理し、内容に不備がなければ、受理してから2～3週間程度後に、申請者等の本人名義またはご指定の口座へ振込予定

重点支援給付金について不明な点などは、相談窓口またはコールセンターへお問い合わせください。

**【相談窓口】** 地域福祉課福祉総務グループ(あいあい1階4番窓口 ☎84-3311)

**【コールセンター】** ☎0800-200-1857

**【受付時間】** 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

◎給付金について  
詳しくは、  
市ホームページを  
ご確認ください。



## 口座番号、暗証番号、通帳・キャッシュカード、マイナンバーを絶対に教えないでください

市や内閣府などの職員が、住民税非課税世帯重点支援給付金の給付のために、現金自動預払機(ATM)の操作や手数料の振り込みなどを求めることは、絶対にありません。自宅や職場などに市や内閣府の職員などをかたった電話がかかってきたり、メールが届いたりしたら、最寄りの警察署や下記の窓口へご連絡ください。

●警察相談専用電話☎#9110

●消費者ホットライン☎188

## 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活応援給付金(追加対策分)の支給

食費等の物価高騰が長期化する中、依然として非常に厳しい経済状況に置かれている低所得の子育て世帯に対する生活の支援を行うため、低所得の子育て世帯生活応援給付金(追加対策分)を支給します。

**支給額 児童一人あたり一律2万円**

**受付期限 2月29日(木)**

### ひとり親世帯分

問合せ 子ども未来課子育てサポートグループ(あいあい ☎96-8822)

対象者 次のいずれかに該当する人(ただし、子育て世帯生活応援給付金(追加対策分)(ひとり親世帯以外の世帯分)および三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金(追加対策分)の支給を他市町において受けた人を除く)

#### ①令和5年11月分の児童扶養手当が支給された人 **県制度**

申請方法 申請は不要です。市から案内を送付します(1月下旬発送予定)。

※支給を希望しない人、振込口座の解約等を行った人は届け出が必要です。

支給時期・方法 2月15日(木)に児童扶養手当振込口座へ振り込みます。

#### ②公的年金等<sup>\*1</sup>を受給していることにより、令和5年11月分の児童扶養手当の支給を受けていない **市独自** 人で、収入が児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人

申請方法 申請が必要です。申請書および申請書に記載の必要書類を子育てサポートグループへ提出してください。

支給時期・方法 申請内容を確認して、3月中旬に振込先口座へ振り込みます。

※1公的年金等…遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金など

#### ③令和5年11月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が **市独自** 急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

申請方法 申請が必要です。申請書および申請書に記載の必要書類を子育てサポートグループへ提出してください。

支給時期・方法 申請内容を確認して、3月中旬に振込先口座へ振り込みます。

※窓口での申請が難しい場合は、郵送も受け付けますので、お問い合わせください。

※申請書等は、子育てサポートグループの窓口に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



### ひとり親世帯以外の世帯分

問合せ 市民課医療年金グループ(☎84-5005)

対象児童 平成17年4月2日(障がい児については、平成15年4月2日)～令和6年2月29日の間に出生した児童

対象者 次のいずれかに該当する人(ただし、子育て世帯生活応援給付金(追加対策分)(ひとり親世帯分)および三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金(追加対策分)の支給を他市町において受けた人を除く)

#### ①令和5年11月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を亀山市から受けている人で、令和5年度住民税均等割非課税の人

申請方法 申請は不要です。市から案内を送付します(1月下旬発送予定)。

※支給を希望しない人、振込口座の解約等を行った人は届け出が必要です。

支給時期・方法 2月15日(木)に児童手当または特別児童扶養手当の振込口座へ振り込みます。

#### ②令和5年12月～令和6年3月のいずれかの月の分の児童手当または特別児童扶養手当の新規受給者であつて、令和5年度住民税均等割非課税の人

申請方法 申請は不要です。市から案内を送付します。(随時)

※支給を希望しない人、振込口座の解約等を行った人は届け出が必要です。

支給時期・方法 随時、児童手当または特別児童扶養手当の振込口座へ振り込みます。

#### ③①、②以外の人(高校生のみ養育している人や公務員などで令和5年度住民税均等割非課税の人、食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降に家計が急変し、住民税均等割非課税相当の収入になった人)

申請方法 申請が必要です。申請書および申請書に記載の必要書類を市民課医療年金グループへ提出してください。

支給時期・方法 申請内容を確認して、随時、振込先口座へ振り込みます。

※申請書等は、市民課医療年金グループの窓口に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

